

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各国公立大学長
各国公立高等専門学校長
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長

殿

文部科学省初等中等教育局長
瀧本 寛
(公印省略)

令和3年度農薬危害防止運動の実施について（依頼）

標記について、この度、厚生労働省医薬・生活衛生局長、農林水産省消費・安全局長及び環境省水・大気環境局長から、別紙のとおり協力依頼がありました。

過去には、公立小学校において、敷地内樹木の害虫駆除を目的とした農薬の散布により体調不良を訴えた児童が病院に搬送される事案も発生しています。

特に、学校では、万が一にも子供が農薬を浴びることがないように、学校の施設管理者及び作業を受託する防除業者等に対し、児童・生徒が在学し授業を受けている日・時間帯には農薬散布を実施しないなど、散布日・時間帯に最大限配慮するよう指導することが重要です。

ついては、別紙「農薬危害防止運動実施要綱」を御了知の上、関係部局とも連携し、学校等の周辺住民や児童生徒等の健康被害を防止するため、学校において農薬を使用するときは飛散防止対策の一層の徹底を図るなど農薬の適正使用等について適切な指導をされるようお願いいたします。

なお、本年度の運動につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に十分配慮し、密閉空間、密集場所、密接場面を避けて実施するほか、外出自粛などの各都道府県等の状況に応じて、可能な取組を進めることとすることを申し添えます。

また、関係各位におかれては、所管又は所轄の学校（専修学校及び幼保連携型認定こども園を含む。以下同じ。）に対し周知するとともに、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対して、都道府県知事におかれては、学校法人等に対して周知されるようお願いいたします。

※ 学校における病虫害防除等に当たっての飛散防止対策や注意事項については、別紙「農薬危害防止運動実施要綱」の下記項目に記載がありますので、御確認ください。

別添：指導等における留意事項

1 農薬による事故を防止するための指導等

(1) 農薬使用時の事故防止対策の周知

ア 農薬使用に当たっての防護装備着用の徹底

エ 住宅地等における農薬使用に当たっての必要な措置の徹底

② 公園、街路樹等一般場面

(本件担当)

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課保健管理係
TEL：03-6734-2976（直通）